| 令和元年第12回厚岸町教育委員会会議録 | | | |
|---------------------|----------------|---|--|
| 切件 | 日時 | 令和元年8月28日 午前10時00分 | |
| 招集 | 場所 | 庁議室 | |
| 開会 | 日時 | 令和元年8月28日 午前10時00分 | |
| 閉会 | 日時 | 令和元年8月28日 午前11時13分 | |
| | | 田 辺 正 保 | |
| ш # | · * | 濱 秀 利 | |
| 出席 | 委 員 | 平良木 宣 行 | |
| | | 森脇直美 | |
| 欠席 | 委員 | | |
| 会議録署名 | 教 育 長 | 酒 井 裕 之 | |
| 委 員 | 委員 | 濱 秀 利 | |
| 会 議 出 席 者 | 事務局職員 | 管理課長 真里谷 隆 指導室長 山田敏一 給食センター所長 櫻庭康江 生涯学習課長補佐小池裕子 海事記念館長三浦博哉 情報館主幹川原田恵 スポーツ課長高橋俊彦 | |
| | その他の者 | | |

議事日程

| 日 | 举 安平 只 | 付 議 事 件 |
|---|---------------|--|
| 程 | 議案番号 | 们 |
| 1 | | 開会 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 前回会議録の承認 |
| 4 | | 会議録署名委員の指名 |
| 5 | (報告) | |
| | 報告第4号 | 教育長の報告すべき事項について【報告済】 |
| 6 | (議 案) | |
| | 議案第50号 | 議会の議決を得なければならない事件の申出について 【原案可決】 |
| | 議案第51号 | 令和元年度厚岸町一般会計補正予算(教育費)の申出について 【原案可決】 |
| | 議案第52号 | 令和2年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書の採択 について【原案可決】 |
| | 議案第53号 | 令和元年度全国学力・学習状況調査結果の公表について 【原案可決】 |
| 7 | | 閉会 |

令和元年第12回厚岸町教育委員会

令和元年8月28日 午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和元年第12回厚岸町教育委員会を開会 します。これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の 会期を本日、8月28日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日8月28日の1日間といたします。 また、本日の付議事件のうち、「報告第4号」及び「議 案第53号」については、令和元年度全国学力・学習状況調 査結果に関する議案のため、会議規則第15条の規定により 非公開とし、公開事件が終了した後に審議をしたいと思い ますがよろしいですか。

(異議がないとき)

- ●教育長 それでは、そのように決定いたします。
- ●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。 令和元年7月31日に開会した第10回教育委員会の会議録 の承認についてでありますが、会議録署名委員の森脇委員、 私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして 承認とさせていただきます。

●教育長

日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長

日程第6、議案第50号「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただいま上程いただきました議案第50号「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」、その提 案理由と内容についてご説明申し上げます。

令和元年度校務用コンピュータ整備事業による校務支援システムの取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、来る9月開会の第9回厚岸町議会定例会において、財産の取得について議案を提出するため、本委員会に提案するものであります。

今回提案しております財産の取得につきましては、平成30年第15回教育委員会において、平成31年度厚岸町一般会計予算の中で議決いただきました、債務負担行為により実施する校務用コンピュータ整備事業による校務支援システムの取得であります。

次に、この財産の取得方法についてご説明申し上げます。この財産の取得に当たりましては、道内の市町村が 出資する北海道市町村備荒資金組合が行う「防災資機材 の譲渡事業」により実施するもので、この備荒資金組合 が当町に代わって業者から財産を取得し、その後、備荒 資金組合が厚岸町にこの財産を譲渡するという方式を取 り、厚岸町はこの譲渡された代金を5年以内に代金と利 子を含め分割支払いをするものであります。

なお、この事務執行にあたっての業者選定から契約の

事務、納品、検定事務等の一連の事務については備荒資金組合から厚岸町に事務委託をされており、厚岸町において取り進めております。

それでは、議案書の2ページをお開きください。 内容についてご説明申し上げます。

始めに、1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、校務支援システム一式であり、 その構成は議案書4ページの参考のとおりとなっていま す。

町立学校教員へのパソコン配置は、現在、校長・教頭各1台の配置となっていますが、一般教員への配置は行っていません。現在の学校現場においては様々な情報、調査、教材等はほとんどがデジタル化されており、そのため全教員へのパソコンを整備し、校務の軽減化、効率化を図るため「校務支援システム」の導入を目的として整備するものであります。

3の取得価格は、金1,900万円に北海道市町村備荒資金組合が設定します年0.1%で計算された利子分を加算した額で取得しようとするものであります。

4の契約の相手は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合でございます。

議案書3ページをごらんください。

参考法令及び関係条文を抜粋しております。

また、4ページは、参考として、1の校務支援システムの仕様、区分、品名・規格等、数量についてでありますが、それぞれ記載のとおりでございますので、参考に供していただきたいと存じます。

2の納入期日は、令和2年1月31日でございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承 認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、校務支援システムの取得に伴う財産の取得を

町長に申し出ることについてであります。これから質疑 を行います。ありませんか。

●田辺委員 納入期日は、来年の1月31日とありますが、納入されてから今年度中に使用できるようになるのでしょうか。

●管理課長 納入が1月31日なので、2月以降に使用できる状況に はなります。ただ、実際に使用するのは準備等あります ので、来年度からとなるかと思います。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです か。

(はい。の声)

●教育長では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第51号「令和元年度厚岸町一般会計補正予算(教育費)について」を議題といたします。職員は、 提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第51号「令和元年度厚 岸町一般会計補正予算(教育費)の申し出について」そ の提案理由と内容についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

9月11日から開会予定の厚岸町議会第3回定例会において、令和元年度厚岸町一般会計補正予算が上程されますが、教育費にかかる予算の補正を行いたく、厚岸町長

へ申し出るため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第29条の規定により、本案を提出するものであります。

なお、私からは、管理課の所管事項に関する内容についてご説明いたします。

議案第51号説明資料「令和元年度厚岸町一般会計補正 予算(教育費)事項別明細書」にて、ご説明いたします。

管理課は歳入はございませんので、3ページをお開き 願います。歳出になります。

9款教育費、1項教育総務費、6目スクールバス管理費、672千円の増、右側の節説明欄のとおり、11節需用費619千円の増、役務費手数料53千円の増で、これはスクールバス3台分の冬タイヤ購入費及びタイヤ組替え手数料、廃タイヤ処理手数料です。

7ページをお開き願います。

6項保健体育費、4目学校給食費、191千円の増、右側の節説明欄のとおり、11節需用費72千円の増、給食センターで管理している公用車冬タイヤ購入費です。

委託料119千円の増、令和元年度のボイラー保守点検 委託料です。これは、平成30年度ボイラー保守点検を平成30年10月20日に実施し、点検報告書を受けているのに もかかわらず、昨年度支出しておりませんでした。この ため、昨年度分の委託料を7月31日に支出したことに伴 い、令和元年度のボイラー保守点検委託料が不足したた め、補正するものです。このたびの委託料の不払いが発 生したこと、失念しておりました。今後このようなこと がないよう徹底してまいります。

以上で、簡単ですが管理課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●生涯学習課 続きまして、私からは、生涯学習課が所管する事項に

長補佐 について、ご説明いたします。

「事項別明細書」3ページ、5項社会教育費、2目生涯学習推進費、補正額26千円の増でございます。右側説明欄をご覧下さい。事業名 生涯学習活動、報償費、謝礼金30万円の減、委託料、行政業務委託料、30万円の増であります。これは、11月23日に開催する生涯学習講演会講師が個人への依頼では無く、イベント会社との委託契約となるため、支出科目の組換えとなります。使用料及び賃借料、賃借料2万6千円の増であります。本年度の生涯学習講演会を社会福祉センターで開催することとしたため、会場使用にともなう施設使用料の増額です。

3目公民館運営費、補正額10万3千円の増でございます。事業名 公民館管理、需用費、消耗品費、1万3千円の増、健康増進法の改正にともない、苫多、末広、筑紫恋分館の3館に受動喫煙対策を講じる事としたことから、喫煙場所に看板を設置するための増額補正です。負担金補助及び交付金、負担金8千円の増、公民館の防火管理者資格を取得した事による受講料の補正です。事業名 公民館活動、旅費、普通旅費4万円の増、需用費、消耗品費3千円の増、10月に札幌市で開催される全国公民館研究集会北海道大会及び北海道公民館大会1名出席に係る職員旅費と資料代の増額です。備品購入3万9千円の増、生涯学習課事務所のファックス内蔵のコピー機が老朽化のため更新することにより、更新後のコピー機でファックス機能が使用できなくなるため、新たにファックスを購入するための費用です。

4目文化財保護費、補正額51万9千円の増でございます。6ページの右側説明欄をご覧下さい。事業名 文化財保護、委託料、行政業務委託料51万9千円の増、国泰寺を含む蝦夷三官寺が昨年北海道遺産に、選定されたことにともない、町内外にPRするために郷土館横に説明看板設置に係る費用でございます。

5目博物館運営費、補正額44万6千円の増でございま す。事業名 海事記念館、需用費、修繕料24万9千円の 増、海事記念館暖房用加圧給水ポンプが故障したため、 交換修理を行なうための増額補正です。役務費、火災保 険料4千円の増、建物共済基準額見直しにともなう増額 です。備品購入費、事務用備品購入、19万3千円の増、 海事記念館既存インクジェットプリンターが故障したた め、新たにプリンターを購入するための補正です。

6目情報館運営費、補正額265万7千円の増でござい ます。右側説明欄、事業名 厚岸情報館、需要費、修繕 料51万8千円の増、ポーチインターロッキング、ポーチ ルーバーボルト、トイレ等の修繕に係る費用でございま す。委託料、行政業務委託料220万円の増、現在、図書 館システム等で使用しているパソコンがWindows 7を搭 載しており、来年1月でサポートが終了することから、 Windows10にアップグレードを行なうための費用でござ います。事業名 図書館バス運行、需用費、修繕料7万 6千円の増、図書館バスバッテリー交換に係る費用でご ざいます。事業名 情報館整備事業、工事請負費、改修 補修工事費13万7千円の減、すでに発注済みのポーチル ーバー復旧工事の入札結果による減額でございます。

以上、簡単でありますが生涯学習課に関する補正予算 の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認 賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

長

●スポーツ課 続きまして、私からは、スポーツ課の所管事項に関す るものについて、ご説明いたします。

> 「事項別明細書」1ページへお戻りください。 歳入 です。22款諸収入、6項、3目雑入54千円の増は、温水 プールの公用車廃車に伴う鉄くずの売払代の計上です。

> 5ページをお開き願います。歳出、下段の6項保健体 育費、2目社会体育費、補正額1,372千円の増、内容は

右側説明欄で説明します。

事業名 社会体育一般、補正額600千円の増、内訳は、普通旅費449千円の増は、4月1日付け人事異動で配置となった職員が、海洋性インストラクターの資格習得のため沖縄県での研修を受講した際の旅費の計上です。

8ページをお開き願います。需用費の食料費2千円の増は、当初予算で会議等負担金で計上した職員の会議等での昼食代を食料費に科目替えを行うものです。役務費の通信運搬費74千円の増は、現在、味覚ターミナルコンキリエに設置してます佐藤綾乃選手のショーケースが、コンキリエより移動を求められ、庁舎一階の町民ホールに設置することとなったことから、ショーケースを移設する費用の計上で、手数料16千円の増は、海洋性インストラクター研修受講に必要な健康診断料の計上です。会議等負担金59千円は、海洋性インストラクター研修時に受講した小型船舶操縦士講習会の受講料62千円の計上と、先程説明した食料費に科目替えした会議等の昼食代を減額した計上です。

事業名 スポーツ推進委員、補正額0円、内訳は、需用費の食料費4千円の増と会議等負担金4千円の減は、 先程と同様、会議等負担金で計上したスポーツ推進委員の会議等の昼食代を食料費に科目替えを行うものです。

事業名 スポーツ施設、補正額637千円の増、需用費の修繕料の増は、主にグラウンド整備で使用する平成22年に購入したスポーツトラクタのドライブシャフトを交換した修繕料の計上です。

事業名 スポーツ振興、補正額135千円の増の内訳は、職員旅費35千円の増は、札幌市へスポーツ合宿の誘致を行った旅費の計上と、補助金100千円の増は、9月に当町と釧路市で開催する第42回東日本軟式野球北北海道大会への助成金の計上です。

次に7ページ、3目温水プール運営費、補正額260千

円の増、事業名 温水プール、需用費の修繕料の増は、 温水プールの地下ピット内配管の漏水の修繕料の計上で す。

以上、簡単ですがスポーツ課に関する補正予算の内容 説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りま すようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、町議会第3回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申出についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

●教育長な

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです か。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第52号「令和2年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書の採択について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●指導室長

ただ今上程いただきました、議案第52号「令和2年度 に使用する小学校用及び中学校用教科用図書の採択につ いて」、その提案理由をご説明いたします。

議案書の6ページをお開き願います。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条及び第14条、同法施行令第14条並びに地方教育行 政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定によ り、令和2年度に使用する小学校用及び中学校用教科用 図書を採択いたしたく、本案を提出するものです。

なお、小学校につきましては、今回の令和元年度第13 地区教科用図書採択協議会で審議され採択された教科用 図書を、令和2年から令和5年までの4年間、中学校は、 令和2年に採択協議会の開催を予定していることから、 平成27年に採択された教科用図書を、令和2年の1年間、 延長使用することとなります。

また、この度採用しようとする教科書のうち、平成27年3月の学習指導要領の一部改正において小学校で「外国語」が規定されたことにより、令和2年度から新たに採用しようとするものであります。

以上、大変簡単でありますが、議案第52号の提案理由 の説明とさせていただきます。ご審議の上、採択いただ きますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、令和2年度に小学校及び中学校で使用する教 科用図書の採択についてであります。これから質疑を行 います。ありませんか。

●濱委員 小学校用図書ですが、厚岸町の小学校の教科書の出版 社は、釧路市内の教科書の出版社と、全て一緒になった んでしょうか。

●指導室長 第20地区教科用図書採択協議会になりますが、一部、 同じになっていません。

●濱委員 どの教科ですか。

●指導室長 国語、英語、音楽で異なります。逆に算数が同じになりました。

●教育長 ほかにありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです か。

(はい。の声)

●教育長では、そのように決定いたします。

●教育長 次に非公開事件の報告第4号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、内容の説明をしてください。

●指導室長 【非公開事件のため省略】

●教育長 次に、議案第53号「令和元年度全国学力・学習状況 調査結果の公表について」を議題といたします。職員は、 提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●指導室長 【非公開事件のため省略】

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

●田辺委員

最近、マスコミ報道において、各学校の校則の関係でブラック校則なる言葉まで用いて、現代の状況には合わないような、理不尽な校則がそのまま残っているのではないかというような話題が全国的にあちらこちらで出ていますが、厚岸町においては、校則そのものの内容を教育委員会として把握したり、今までに問題になったり、手直ししたとか、そういった指導があったとか、そういった事例、それから課題になっていることはありますでしょうか。

●指導室長

まず、学校がそれぞれ定めている校則について、これは、学校経営書のなかの生徒指導担当に大体位置付けられていることが多いものですから、そちらに記載されている場合があり、そういう部分については、教育委員会、指導室で把握しています。

そして、現在、運用されている校則において、町内の中学校で問題点になるようなところは特に指摘は受けておりません。また、生徒たちの言動等を、普段、学校訪問をしているなかで指導室が見ている範囲において、十数年前には、制服をちょっといじったり、頭髪が違っていたりというようなことがありましたが、どの学校でも、今はしっかりとしています。そういう部分においては、そこまで縛りを入れるような校則を必要としないのですが、実際のところ、身だしなみに関しての校則は残っている状況にあります。

必要に応じて、道外の実践例等も入手し、そういう必要のないものは生徒たちとの話し合いのなかでどんどん削っていく、削っているという状況も承知しています。町内の中学校のおいて、そういうことがこれから論議されてくる部分があるかもしれませんが、いずれにしても、町内中学校3校において、生徒たち、いわゆる生徒会の自主性を尊重しているところは、指導室としても承知し

ているところです。

●田辺委員

内容については、わかりました。

校則のなかで一つの基準的な形で謳わなければならないというのもわかるのですが、ひとつには、運用の問題もちょっとあるのかなというようにも思います。例えば、服装の問題も出ましたが、一番問題になるのが身体的な部分において、頭髪の話も少し出ていましたが、元々の地毛を黒く染めなければならないような状況が全国の事例のなかにあったと。

そうなると、個人その人を否定するような指導になってしまうのではないかという部分がありますので、そういった運用面の部分も非常に大事になってくるのではないかと感じています。その点について、今、お聞きしますと、各校の生活指導のなかでその校則の在り方、それと中身についても、協議されながら運用しているとのことですので、その点、ぬかりなく取り進めていただければよいと思います。

●指導室長

関連してですが、田辺委員のご指摘で、配慮を必要としなければならないもの、例えばLGBTなど、文部科学省と北海道教育委員会から通知が来ています。当然、LGBTの部分に関しては、服装、頭髪など、様々な関連が出てきます。例えば、トイレの使用や修学旅行等の出先での宿泊部屋やお風呂の問題など。そういう部分を細かく見ていくと、従来の校則のなかでは適用できないものもあり得ると考えております。そういう部分は各学校の方で承知しておりますので、現時点においては、適時、その部分を運用に活かしているところであります。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。 これをもちまして、第12回教育委員会を閉会します。